

綾瀬市障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活を営むのに支障のある障害児者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、当該障害児者に対し日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用具)

第2条 給付等の対象となる用具は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号に規定するところによる。

(対象者)

第3条 用具の給付等を受けることができる者は、法第4条第1項に規定する障害者又は法同条第2項に規定する障害児（以下これらを「障害児者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、貸与については、所得税非課税世帯に属する者に限る。

- (1) 市内に住所を有する在宅の障害児者
- (2) 市が援護の実施者となっている障害児者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 障害者の前年分の市町村民税の所得割納税額が460,000円以上の者。ただし、その者の同一世帯に配偶者がいる場合、障害者及び配偶者の前年分の市町村民税所得割納税額が460,000円以上の者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けられる者
- (3) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する者

(申請及び決定)

第4条 用具の給付等を受けようとする者は、障害児者日常生活用具給付（貸与）申請書（第1号様式）に見積書等の必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、速やかに当該障害児者の身体的状況、経済

的状況、家庭環境、住宅環境等を調査し、調査書（第2号様式）を作成の上用具の給付等の適否を決定するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により給付を決定した場合は障害児者日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）及び障害児者日常生活用具給付券（第4号様式）により、貸与を決定した場合は障害児者日常生活用具貸与決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（費用負担）

第5条 用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者（以下「受給者」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

- 2 前項の負担額は、法第76条に基づく補装具費の支給の例による。

（費用の支弁）

第6条 市長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があった時は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により受給者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

（返還）

第7条 市長は、用具の給付を受けた者が給付目的に反して使用した場合は、用具の給付を取り消し、前条に規定する額に相当する額を返還させることができる。

- 2 市長は、用具の貸与を受けた者又はこれを扶養する者（以下「借受人」という。）が用具を貸与目的に反して使用した場合は、直ちに返還させることができる。

（届出）

第8条 借受人は、用具をき損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 借受人は、用具を必要としなくなったときは、速やかに市長に届出をし、用具を返還しなければならない。

（排泄管理支援用具の特例）

第9条 市長は、障害児者の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として6ヶ月以内ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 第5条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行し、改正後の規定は平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行し、改正後の規定は平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行し、改正後の規定は平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年3月1日から施行し、改正後の規定は平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行し、改正後の規定は平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行し、改正後の規定は平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行し、改正後の規定は平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にした受給の手續その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成１９年７月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に行われた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に行われた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものみなす。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき決定された助成金等の支給については、なお従前の例による。
- 3 旧要綱の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）

）の規定に基づき決定された助成金等の支給については、なお従前の例による。

第 1 号様式(第 4 条関係)

障害児者日常生活用具給付(貸与)申請書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住 所
申請者 氏 名
個人番号
対象者との続柄

次のとおり日常生活用具の給付(貸与)を申請します。

費用負担の算定に当たり、申請者及び申請者と生計を一にする者の課税状況を課税台帳により確認することに同意します。

対 象 者	氏 名	個人番号：		
	住 所			
	生 年 月 日	年 月 日		
	手 帳 番 号	都道府県(市) 第 号 (級)		
	障 害 名			
	疾 患 名			
給 付 (貸 与) を 希 望 す る 理 由				
給 付 を (貸 与) を 受 け た い 用 具 の 名 称			希望する形式 規 模 等	
希 望 す る 業 者 名				
給 付 (貸 与) 上 特 に 希 望 す る 事 項				
備 考				

第2号様式（第4条関係）

調 査 書

申請年月日		年 月 日		申請者氏名				
対象者	居 住 地							
	フリガナ氏 名							
	生年月日		年 月 日		性別		電話	
世帯員の状況	氏 名		年 齢	対象者の続柄	課 税 状 況		備 考	
					課税区分	市 民 税 所 得 割		
	非課税世帯	氏 名		所 得	障害年金	手 当	合 計	
				円	円	円	円	
世帯区分		1 生活保護 2 低所得 3 一般 4 一定所得以上						
基準額		見積額		利用者負担上限額		公費負担上限額		
円		円		円		円		
月額負担上限額								
円								
用 具 名		基準額		見積額		利用者負担上限		公費負担上限
		円		円		円		円
合 計		円		円		円		円
上記のとおり確認しました。 年 月 日 調査者								

第 3 号様式（第 4 条関係）

障害児者日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 

日常生活用具の給付について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 内 容	☐ 給付する ☐ 給付しない（理由 _____）		
給 付 番 号	第 _____ 号	給付決定年月日	年 月 日
対 象 者 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所	綾瀬市		
給付する用具名			
納 入 業 者 名		納入業者住所	
基準額	見積額	利用者負担上限額	公費負担上限額
月額負担上限額			
注 意 事 項	1 給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し貸付、又は、担保に供したりすることは固く禁じられています。 2 1に違反した場合は、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。		

第 4 号様式（第 4 条関係）

障害児者日常生活用具給付券

給 付 番 号		給付券発行年月日	年 月 日	
対 象 者 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	
住 所				
給付する用具名				
納 入 業 者 名		納入業者住所		
基準額	見積額	利用者負担上限額	公費負担上限額	
月額負担上限額				
上記のとおり決定する。 年 月 日 綾瀬市長印				
業者の納付した日				
用具受領年月日				
用 具 受 領 者	氏 名		本人との関係	
検 収 者	職 名		氏 名	
その他特記事項				

第5号様式（第4条関係）

障害児者日常生活用具貸与決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

日常生活用具の貸与について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 内 容	☐ 貸与する ☐ 貸与しない（理由）		
貸 与 番 号	第 号	貸与決定年月日	年 月 日
対 象 者 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所	綾瀬市		
貸与する用具名			
貸 与 す る 期 間			
注 意 事 項	1 貸与された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換、し、貸付、又は担保に供したりすることは固く禁じられています。 2 用具の一部又は全部をき損し、滅失した場合には、直ちに福祉事務所にその状況を報告し、その指示に従ってください。 3 用具を必要としなくなったときは、速やかに福祉事務所に申し出てください。		